

教育等の振興に関する施策の大綱

平成27年7月

宮城県

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

平成26年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、教育委員会に関する制度の抜本的な改革が行われることとなり、平成27年4月1日より施行されました。

法律の改正に伴い、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされたところであります。

本県におきましては、これまでも、教育委員会とともに「宮城県教育振興基本計画」を策定し、同計画に基づく様々な施策の展開を通じて、家庭・地域・学校の強い絆のもとで、高い志を持った、心身ともに健やかな子どもたちを育てること、また、人々が生涯にわたり多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育むような地域社会を築くことを目指してまいりました。

また、東日本大震災後は、家庭・地域・学校の協働のもと、学校で学ぶ全ての子どもたちが、安心して学べる教育環境を確保するため、安全・安心な学校教育の確保、家庭・地域の教育力の再構築、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実を柱として取組を進めてきたところであります。

法改正に伴う抜本的な改革の趣旨とこれらの状況を踏まえ、これまで以上に教育委員会と力を合わせて教育行政の推進に取り組むとともに、震災の教訓を十分に踏まえ、これまで以上に宮城の教育を充実させていくため、「宮城県教育振興基本計画」と「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、宮城県総合教育会議において協議・調整の上、策定いたしました。

平成27年7月

宮城県知事 村井 嘉浩

1 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

2 大綱の期間

平成27年度から平成28年度まで

3 基本方針

基本方針1

夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育みます。

基本方針2

次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。

基本方針3

被災地の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。

基本方針4

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。

基本方針5

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくります。

4 基本目標

基本目標 1 学ぶ力と自立する力の育成

- ・ 宮城の復興を支える人材育成の視点も踏まえ、児童生徒の発達段階に応じ、自己の適性等と社会の中で果たすべき役割、「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する「志教育」の取組を進めます。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の更なる定着を図るとともに、学んだことを基に、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組みます。
- ・ 国際理解、環境問題、情報化、福祉等、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成します。
- ・ ICTを活用した学習活動を展開し、発達の段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルール、セキュリティ等の情報モラル教育を推進します。

基本目標 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- ・ 本県の多彩な教育資源を活用した体験活動を通して、命を大切にする心や社会的規範意識、美しいものや自然に感動する心を育てることに取り組みます。
- ・ 様々な学習活動や日常生活における外遊びなどを通じて、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を図るとともに、人と積極的に交流することにより、社会の中で他者と協調しながら共に生きるために必要な実践的な態度や資質を育成します。
- ・ いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の登校へ向けた支援体制の充実を図ります。
- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上に取り組みます。

基本目標 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

- ・ 発達障害を含め、障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特別支援学校の狭隘化等への対応に努めます。
- ・ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校やさまざまな関係機関が連携して、当該在籍校等に対する相談・支援を行う体制を整備します。
- ・ 障害のある子どもの社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進します。

基本目標 4 被災地における安全・安心な学校教育の確保

- ・ 震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建に取り組むとともに、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組みます。
- ・ 時代のニーズや生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくりを進めるため、地域の復興の方向性などを踏まえながら、教育環境の整備に取り組みます。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整えるため、就学援助に取り組むとともに、奨学資金の貸付等による継続的な支援に取り組みます。
- ・ 震災を契機とした様々な環境の変化に伴う児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するとともに、生徒指導、進路指導、教育相談など、長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。
- ・ 県全体の防災・減災の取組と連携し、震災の教訓を十分踏まえ、防災教育の一層の充実を図るため、児童生徒の災害対応能力の育成や学校と地域が連携した防災体制の強化に取り組みます。

基本目標 5 信頼され魅力ある教育環境づくり

- ・ 採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じ、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図ります。
- ・ 学校ごとに、教育目標、教育活動計画とその実施状況、教育成果の評価等を公開し、開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 県立高校においては、「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」の育成に特に重点的に取り組むこととし、そのために必要となる授業展開、学校づくり、条件整備等を行います。
- ・ 子どもたちが安心して学べるように学習環境の充実に努めるとともに、私立学校の役割も踏まえ、私学への支援を行います。

基本目標 6 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- ・ 幼稚園や保育所等における幼児教育の充実や小学校との円滑な接続に向けた取組を進めます。
- ・ 家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供、地域で支援する人材の養成、企業等の子育て環境づくりの支援等を通じて家庭の教育力の向上を図ります。
- ・ 地域住民、企業、NPO等の参画を得て、社会体験等体験活動の機会の充実に取り組むとともに、防災、防犯、有害環境の浄化等子どもの安全の確保に取り組みます。
- ・ 家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

基本目標 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- ・ 県民のニーズに対応した生涯学習機会の提供に努め、また、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源である人材の発掘、生涯学習指導者や地域づくり活動のリーダーの育成に努めます。
- ・ 文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民の創作・研究等創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供します。
- ・ 郷土の伝統的な文化芸術や文化財を県民共通の財産として、その保存、継承及び発展を図り、文化芸術による地域づくりを目指します。
- ・ だれもがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実に努め、県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図ります。